

令和2年度 災害に係る住家の被害認定に関する検討会

1. 趣旨

令和2年12月4日に被災者生活再建支援法が改正されたことを踏まえ、今回新たに支援対象として追加された損害割合 30%以上 40%未満の被害(以下「中規模半壊」)の判定方法等を検討し、災害に係る住家の被害認定運用指針(以下「運用指針」)を改訂する必要がある。このため、災害に係る住家の被害認定に関する検討会(以下「検討会」)を開催し、中規模半壊の創設に伴い、水害における簡易判定(浸水深判定)基準を設けることができるか等の議論を行う。

また、近年の災害において、被災自治体等から、RC造等の非木造住家の被害認定が経済的損害の実態に合わなくなってきているのではないかと、との声がある。そのため、現在の非木造住家の被害認定調査方法の妥当性について検討を行う。

2. 主な検討項目

- ・中規模半壊の浸水深判定基準について(被災者生活再建支援法の改正に伴う対応)
- ・非木造住家の被害認定の妥当性について

3. 委員

別紙のとおり。

4. 検討会の事務局

本検討会の事務局は、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者生活再建担当)室において行う。

5. 検討会、検討会資料及び議事要旨の公開について

- ・検討会は非公開
- ・検討会資料は原則公表
- ・検討会后、議事要旨を公表

6. 検討会の開催予定

第1回検討会 (3月8日)	【議 題】 ・「令和2年度 災害に係る住家の被害認定に関する検討会」 について ・見直しの方向性(案)について
第2回検討会 (3月中)	【議 題】 ・災害に係る住家の被害認定基準運用指針の改定案 のとりまとめ